

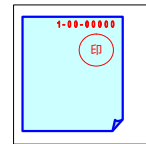
住宅省エネラベル適合性評価（住宅事業建築主基準に係る適合証交付）サービス 申請図書一覧 <ポータルサイト申請>

こちらの申請図書一覧は、ハウスプラスポータルサイトでの申請による場合です。なお、ポータルサイト利用には別途お申し込みが必要です。（詳しくはホームページをご確認ください）
 申請要領については、別途ホームページにも案内があります。あわせてご確認ください。

| 図書種類 (1) (1.2.6(B).13の図書はホームページよりダウンロードできます) | | 記載事項等 | 断熱性能審査が省略できない場合 5 | ハウスプラスの評価書等により断熱性能審査が省略できる場合 6 |
|---|---|--|-------------------|--------------------------------|
| 必須書類 | 1 住宅事業建築主基準に係る適合証交付申請書 | 依頼者の住所・名称、代理者の住所・名称、住宅の所在地、住宅又は建築物の名称、申請する事項（総合省エネ基準のみか、総合省エネ基準および断熱性能基準の別） ポータルサイトの『申請情報』に入力いただき、『印刷』ボタンを押すと「住宅事業建築主基準に係る適合証交付申請書」が印刷できます。印刷した依頼書に捺印の上、ポータルサイトにアップしてください。 | 8 | 8 |
| | 2 住宅省エネラベル適合性評価（住宅事業建築主基準に係る適合証交付）設計内容説明書 | 住宅省エネラベル適合性評価に必要な「設計内容」および「記載図書」を明記 | | |
| | 3 各階平面図 | 縮尺、方位、間取り、居室等の寸法、壁位置、開口部の位置及び構造、開口部の断熱性能等 | | |
| | 4 二面以上の立面図 | 縮尺、方位 | | |
| | 5 断面図又は矩計図 | 縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造、断熱材の種類・厚さ | | |
| | 6 (A)算定用プログラム出力表(3) もしくは (B)基準達成率算定シート | 申請住宅の基準達成率(100%以上必須) | | |
| | 7 カタログ等 | 書類NO.6『算定用プログラム出力表』もしくは『基準達成率算定シート』の設備機器等の性能値等が確認できるもの | | |
| 選択書類 (2) | 8 基礎伏図（一部でも基礎断熱施工する場合のみ） | 一部でも基礎断熱施工する場合（ユニットバスなど）は、基礎断熱範囲、断熱材種類・厚さを記載。 | | |
| | 9 各種計算書（熱損失等計算書、熱貫流率計算書などの計算書がある場合のみ） | 熱損失係数(Q値)及び夏期日射取得係数(μ値)による計算書等、熱貫流率計算書(U値)など | | |
| | 10 仕上表 もしくは 仕様書（矩計図等に記載されていない場合のみ） | 住宅省エネラベルの基準に適合している仕様を記載（断熱材の種類・厚さ および 開口部の断熱性能等） | | |
| | 11 評価書等(4)の写し（断熱性能の審査において利用する場合のみ） | 省エネルギー対策等級で、書類NO.6『算定用プログラム出力表』もしくは『基準達成率算定シート』の断熱性能の区分の所定の等級が確認できるもの | | 7 |
| | 12 その他（断熱性能の審査において必要な場合のみ） | 住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認定書、特別評価方法認定書、各種大臣認定書等 | | |
| | 13 委任状（代理申請する場合のみ） | 「住宅事業建築主基準に係る適合証交付申請書」の「依頼者」、「代理者」以外の方が、「住宅省エネラベル適合性評価（住宅事業建築主基準に係る適合証交付）サービス申込書」の「申込担当者」となる場合にのみ必要です | 8 | 8 |

- (1) 他の図書に明示した場合や審査対象外の場合は省略されます。具体的には、「2.住宅省エネラベル適合性評価（住宅事業建築主基準に係る適合証交付）設計内容説明書」の【設計内容説明欄】の内容を記載した【記載図書】を提出してください。
- (2) NO.8～NO.13の図書については、必要な場合のみご提出ください。
- (3) 『算定用プログラム出力表』は、<http://ees.ibec.or.jp/>（（財）建築環境・省エネルギー機構ホームページ内 ログイン画面）より入力・入手し、自動算定できます。
- (4) 評価書等とは、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書、長期優良住宅技術的審査適合証、フラット3S（竣工）適合証明書（省エネ基準適合）になります。
- (5) 他社の評価書等を添付して審査を申し込む全てのケース、及び、ハウスプラス住宅保証の評価書等（設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書（省エネ等級4または3）、長期優良住宅認定通知書・技術的審査適合証、フラット3S（竣工）適合証明書（省エネ基準適合））の結果を活用し、算定用プログラム出力表もしくは基準達成率算定シートにおける断熱性能区分(イ)(エ)(オ)により審査を行う場合を含む
- (6) ハウスプラス住宅保証の評価書等（設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書（省エネ等級4または3）、長期優良住宅認定通知書・技術的審査適合証、フラット3S（竣工）適合証明書（省エネ基準適合））の結果を活用し、算定用プログラム出力表もしくは基準達成率算定シートにおける断熱性能区分(ア)及び(ウ)により審査を行う場合

- (7) ハウスプラス住宅保証の評価書等を取得するための申請申込みを同時に行う場合は不要です。
- (8) 捺印済みの原本をポータルサイトにアップ後、郵送にてお送り下さい。



捺印の上、右上に受付番号を記載したものをハウスプラスまで送付してください

住宅事業建築主基準に係る適合証交付申請書・委任状 送付先

〒108-0014 東京都港区芝5-33-7 徳栄ビル本館4階
 ハウスプラス住宅保証株式会社 技術管理部
 「住宅省エネラベル適合性評価サービス」宛て
 TEL:03-5962-3800 FAX:03-5427-3190

注) (原本)のご提出がないと「住宅事業建築主基準に係る適合証」を発行できません
 注) 審査後に(原本)の訂正が発生する場合があります。その際はハウスプラスの指示に従い対応をお願いいたします。

その他審査で必要な書類のご提出をお願いする場合がございますのでご協力下さい。